



発行 新潟県
第 33 号
 平成29年4月28日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 573 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 574 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 575 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 576 廃川敷地等の発生（河川管理課）
- 577 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 578 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 579 土砂災害警戒区域の解除（砂防課）
- 580 土砂災害特別警戒区域の解除（砂防課）
- 581 土砂災害警戒区域の指定（砂防課）
- 582 土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）
- 583 都市計画の図書の写しの縦覧（都市政策課）

公 告

- 狩猟免許試験の実施（環境企画課）
- 狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施（環境企画課）
- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始（環境企画課）
- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始（環境企画課）
- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始（環境企画課）
- 簡易公募型競争入札方式に係る手続開始（環境企画課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見（商業・地場産業振興課）

選挙管理委員会告示

- 17 個人演説会等を開催することのできる施設の指定、異動及び指定取消報告（選挙管理委員会）
- 18 政治資金規正法による政治団体の届出（選挙管理委員会）
- 19 政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）
- 20 政治資金規正法による政治団体の解散の届出（選挙管理委員会）
- 21 政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨（期限後提出分）（選挙管理委員会）
- 22 政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出（選挙管理委員会）

告 示

◎新潟県告示第573号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成29年4月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	3者	岩崩片田305番ほか29筆 2.7ha
関川村	6者	桂687番ほか79筆 7.3ha
新発田市	6者	浦新田横枕甲156番ほか430筆 35.7ha
阿賀野市	5者	大野地五反田737番1ほか56筆 5.7ha
胎内市	9者	竹島四ノ割1871番1ほか46筆 10.8ha
新潟市	68者	北区新鼻福島潟乙261番98ほか893筆 76.9ha
燕市	12者	長所浦田川東1697番ほか106筆 10.1ha
弥彦村	2者	矢作柿ノ浦7731番1ほか12筆 1.1ha
小千谷市	1者	千谷甲3196番2 0.2ha
魚沼市	3者	根小屋万子田824番1ほか9筆 0.9ha
南魚沼市	1者	欠之上川原田48番2ほか4筆 0.3ha
十日町市	3者	中条甲904番2ほか16筆 3.4ha
上越市	9者	中郷区岡沢5706番ほか36筆 6.9ha
糸魚川市	6者	東海目黒8番ほか67筆 8.3ha
佐渡市	33者	吾潟藤巻1328番2ほか218筆 33.1ha
合計	167者	2,016筆 203.4ha

2 認可年月日

平成29年4月27日

◎新潟県告示第574号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、上越市の関川水系土地改良区の定款の変更を平成29年4月19日認可した。

平成29年4月28日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第575号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、上越市及び妙高市の一部を受益地域とする県営三ヶ字地区農用地保全施設整備(ため池等整備「用排水施設」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成29年4月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改理事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成29年5月1日から平成29年5月31日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び妙高市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改理事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改理事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改理事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改理事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改理事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改理事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査

請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第576号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成29年4月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 河川の名称
二級河川国府川水系新保川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成29年4月28日
- 3 廃川敷地等の位置
佐渡市千種思川丙202番地14
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1.4平方メートル

◎新潟県告示第577号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成19年8月31日新潟県告示第1700号）を次のとおり解除する。

平成29年4月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
才明寺川地区	十日町市中条上町	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第578号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年12月15日新潟県告示第1763号）を次のとおり解除する。

平成29年4月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
仙納川(7)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第579号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成25年12月13日新潟県告示第1433号）を次のとおり解除する。

平成29年 4 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小泊川地区	糸魚川市大字能生小泊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第580号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域（平成25年12月13日新潟県告示第1434号）の指定を解除する。

平成29年 4 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小泊川地区	糸魚川市大字能生小泊	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第581号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成29年 4 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
蒲萄屋敷地区	村上市蒲萄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒲萄川下地区	村上市蒲萄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒲萄(1)地区	村上市蒲萄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蒲萄(2)地区	村上市蒲萄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
水神沢地区	村上市蒲萄	次の図のとおり	土石流
長坂沢地区	村上市蒲萄	次の図のとおり	土石流

葡萄川地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
沢入沢地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
ジಂತキ沢地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
水神北沢地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
タテノ沢地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
オバタケ沢地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
葡萄(1)地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
葡萄(2)地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
葡萄地区	村上市葡萄	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
才明寺川地区	十日町市下町、中町、中条上町、旭ヶ丘、中条旭町、背戸、上原、上原新町、太子堂	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下出(1)地区	糸魚川市大字下出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下出(2)地区	糸魚川市大字下出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下出(3)地区	糸魚川市大字下出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川地区	糸魚川市大字下出	次の図のとおり	土石流
高谷根地区	糸魚川市大字下出	次の図のとおり	地すべり
不動地区	糸魚川市大字越	次の図のとおり	地すべり
大王(1)地区	糸魚川市大字大王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大王(2)地区	糸魚川市大字大王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

大王(3)地区	糸魚川市大字大王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大王地区	糸魚川市大字大王	次の図のとおり	地すべり
谷根(1)地区	糸魚川市大字谷根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷根(2)地区	糸魚川市大字谷根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷根地区	糸魚川市大字谷根	次の図のとおり	地すべり
見滝地区	糸魚川市大字見滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
見滝(2)地区	糸魚川市大字見滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中川原新田(1)地区	糸魚川市大字中川原新田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坂ノ沢地区	糸魚川市大字真光寺	次の図のとおり	地すべり
上覚地区	糸魚川市大字上覚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上覚地区	糸魚川市大字上覚	次の図のとおり	土石流
小富士山地区	糸魚川市大字上覚	次の図のとおり	地すべり
竹ノ口地区	糸魚川市大字上覚	次の図のとおり	地すべり
四ツ屋地区	糸魚川市大字四ツ屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢地区	糸魚川市大字四ツ屋	次の図のとおり	土石流
赤沢地区	糸魚川市大字四ツ屋	次の図のとおり	地すべり
清水山地区	糸魚川市大字清水山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下出地区	糸魚川市大字清水山	次の図のとおり	地すべり
下出・高谷根地区	糸魚川市大字清水山	次の図のとおり	地すべり
東川原地区	糸魚川市大字東川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢川地区	糸魚川市大字東川原	次の図のとおり	土石流
日光寺(1)地区	糸魚川市大字日光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日光寺(2)地区	糸魚川市大字日光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日光寺(3)地区	糸魚川市大字日光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

日光寺(4)地区	糸魚川市大字日光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上出地区	糸魚川市大字上出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝川原地区	糸魚川市大字滝川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(1)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(2)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(4)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(5)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(6)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(7)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(8)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石川(2)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
筒石(2)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	地すべり
筒石西地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	地すべり
小泊川地区	糸魚川市大字能生小泊	次の図のとおり	土石流
吹原地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吹原(2)地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吹原(3)地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吹原(4)地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吹原(5)地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吹原(6)地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吹原(7)地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
久保川地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	土石流
フケ田地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	地すべり
フケ田(追加)地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	地すべり

坪野(1)地区	糸魚川市大字坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
テング沢(追加)地区	糸魚川市大字坪野	次の図のとおり	地すべり
猿倉(1)地区	糸魚川市大字猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿倉(2)地区	糸魚川市大字猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿倉(3)地区	糸魚川市大字猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿倉(4)地区	糸魚川市大字猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野川(1)地区	糸魚川市大字猿倉	次の図のとおり	土石流
土塩(1)地区	糸魚川市大字土塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土塩(2)地区	糸魚川市大字土塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土塩(3)地区	糸魚川市大字土塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土塩(4)地区	糸魚川市大字土塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土塩(5)地区	糸魚川市大字土塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土塩(1)地区	糸魚川市大字土塩	次の図のとおり	土石流
川島(1)地区	糸魚川市大字川島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川島(1)地区	糸魚川市大字川島	次の図のとおり	土石流
川島地区	糸魚川市大字川島	次の図のとおり	地すべり
能生(1)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(2)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(3)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(4)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(5)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(6)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(7)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(8)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

能生(1)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	土石流
能生(2)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	土石流
能生(3)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第582号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成29年4月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 村上地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
葡萄屋敷地区	村上市葡萄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葡萄川下地区	村上市葡萄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葡萄(1)地区	村上市葡萄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葡萄(2)地区	村上市葡萄	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
長坂沢地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
ジンタキ沢地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
タテノ沢地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
オバタケ沢地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流
葡萄(1)地区	村上市葡萄	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県村上地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 十日町地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
才明寺川地区	十日町市下町、中町、中条上町、旭ヶ丘、中条旭町、背戸、上原、上原新町、太子堂	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
下出(1)地区	糸魚川市大字下出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下出(2)地区	糸魚川市大字下出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下出(3)地区	糸魚川市大字下出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西川地区	糸魚川市大字下出	次の図のとおり	土石流
大王(1)地区	糸魚川市大字大王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大王(2)地区	糸魚川市大字大王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大王(3)地区	糸魚川市大字大王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷根(1)地区	糸魚川市大字谷根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷根(2)地区	糸魚川市大字谷根	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
見滝地区	糸魚川市大字見滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
見滝(2)地区	糸魚川市大字見滝	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上覚地区	糸魚川市大字上覚	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上覚地区	糸魚川市大字上覚	次の図のとおり	土石流
四ツ屋地区	糸魚川市大字四ツ屋	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清水山地区	糸魚川市大字清水山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東川原地区	糸魚川市大字東川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
赤沢川地区	糸魚川市大字東川原	次の図のとおり	土石流
日光寺(1)地区	糸魚川市大字日光寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上出地区	糸魚川市大字上出	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
滝川原地区	糸魚川市大字滝川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(1)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(2)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

筒石(4)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(5)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(6)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石(7)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
筒石川(2)地区	糸魚川市大字筒石	次の図のとおり	土石流
小泊川地区	糸魚川市大字能生小泊	次の図のとおり	土石流
吹原(2)地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吹原(4)地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吹原(5)地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吹原(7)地区	糸魚川市大字吹原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野(1)地区	糸魚川市大字坪野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿倉(1)地区	糸魚川市大字猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿倉(2)地区	糸魚川市大字猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿倉(3)地区	糸魚川市大字猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
猿倉(4)地区	糸魚川市大字猿倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
坪野川(1)地区	糸魚川市大字猿倉	次の図のとおり	土石流
土塩(2)地区	糸魚川市大字土塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土塩(3)地区	糸魚川市大字土塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
土塩(4)地区	糸魚川市大字土塩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川島(1)地区	糸魚川市大字川島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(1)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(2)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(3)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(4)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

能生(5)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(7)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(8)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
能生(1)地区	糸魚川市大字能生	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第583号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成29年 4月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称
種類 湯沢都市計画公園(湯沢町決定)
名称 3・3・1号 主水公園
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局都市政策課

公 告

狩猟免許試験の実施について(公告)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成29年 4月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 試験の日時及び場所

試 験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月17日 (月・祝)	午前9時	午前9時30分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16-83)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	6月5日(月)～6月26日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟テルサ (新潟市中央区鐘木185-18)	新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市、燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村	

9月9日 (土)	午前9時	午前9時30分	サン・ワークしばた (新発田市本町五十公野4475-3)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	7月31日(月) ～8月21日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
12月1日 (金)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	燕市、三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市	10月20日(金) ～11月10日(金)
			新潟県自治会館 (新潟市中央区新光町4-1)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、新潟市、五泉市、阿賀町、佐渡市	

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上（網猟免許又はわな猟免許を受験する場合は18歳以上）の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許手数料（新潟県収入証紙5,200円（現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円））を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課）に、第1回（平成29年7月17日実施）を受験しようとする者には平成29年6月5日から6月26日までの間に、第2回（平成29年9月9日実施）を受験しようとする者には平成29年7月31日から8月21日までの間に、第3回（平成29年12月1日実施）を受験しようとする者には平成29

年10月20日から11月10日までの間に提出すること。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場を受験すること。指定会場以外を受験を希望する場合は、申請の際に、申し出るものとする。指定された日時及び会場を受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 狩猟免許試験の合格者

狩猟免許試験に合格した者に対し、狩猟免状を交付する。

8 狩猟免許試験についての問い合わせ

新潟県県民生活・環境部環境企画課（電話025(280)5152）、又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について（公告）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成29年 4月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 適性試験及び講習の日時、会場

適性検査・講習			検査・講習会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
6月9日(金)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、燕市、佐渡市	5月1日(月)～5月25日(木)
8月5日(土)	午後1時	午後1時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	6月27日(火)～7月21日(金)
8月6日(日)	午後1時	午後1時30分	新発田市生涯学習センター(新発田市中央町5丁目8-47)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	6月27日(火)～7月21日(金)
8月26日(土)	午後1時	午後1時30分	上越市市民プラザ (上越市土橋1914-3)	上越市、妙高市、糸魚川市	7月18日(火)～8月14日(月)
9月2日(土)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	全県	7月25日(火)～8月18日(金)

2 受講対象者

平成26年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許更新手数料（新潟県収入証紙2,900円）を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 認定鳥獣捕獲等事業者が作成した次に掲げる事項を記載した書面（認定鳥獣捕獲等事業者の従事者で、適性試験の免除を希望する者に限り必要となる。）

(7) 対象となる事業従事者の氏名、住所、生年月日

(イ) 適性を有することを確認した日

(ウ) 適性を有することを確認した方法及びその結果

上記の書面は、認定鳥獣捕獲等事業者が作成し、適性を有することを確認した日が申請前1年以内のものを有効とする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課）に、講習日の40日前から15日前までに提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

ただし、3(2)ウの書面を添付した者は適性試験を免除する。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課（025(280)5152）に問い合わせること。

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

平成29年4月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務（下越キジ）

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジ及びヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施区域

入札は、キジ及びヤマドリそれぞれ下記「平成29年度放鳥計画」で放鳥を計画している入札区域で実施する。ただし、入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

(4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「平成29年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(5) 履行期限

平成29年11月28日(火)

2 入札に参加する者に必要な要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジ及びヤマドリそれぞれについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

(2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511(代表) 内線(2697)

025-280-5152(直通)

入札説明書の交付は、公告の日から平成29年5月12日(金)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を平成29年5月12日(金)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、平成29年5月26日(金)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

(1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 平成29年5月下旬以降(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(2) 契約書作成の要否 要

7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(2) 詳細は入札説明書による。

平成29年度放鳥計画

○下越キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局等	所管市町村	放鳥羽数
下越	村上 新発田 新潟 環境企画課	村上市、関川村 胎内市、新発田市、阿賀野市、聖籠町 五泉市、阿賀町 新潟市	500
合計			500

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

平成29年4月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務（中越キジ）

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジ及びヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施区域

入札は、キジ及びヤマドリそれぞれ下記「平成29年度放鳥計画」で放鳥を計画している入札区域で実施する。ただし、入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

(4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「平成29年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(5) 履行期限

平成29年11月28日（火）

2 入札に参加する者に必要な要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジ及びヤマドリそれぞれについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(7) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

- (イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者
- (ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者
- (2) 入札に参加する者を選定するための基準
- 入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。
- 3 入札説明書の交付等
- 入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所
郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係
電話番号 025-285-5511 (代表) 内線(2697)
025-280-5152 (直通)
- 入札説明書の交付は、公告の日から平成29年5月12日(金)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。
- 4 入札に参加する者に要求される事項
- 本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を平成29年5月12日(金)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。
- 5 入札に関する事項
- 本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、平成29年5月26日(金)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。
- (1) 入札執行の予定日時及び場所
- 入札日時 平成29年5月下旬以降(日時は入札通知書により通知する。)
入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)
- (2) 入札書の記載
- 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札保証金
- 入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。
- (4) 入札の無効
- 本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (5) 落札者の決定方法
- 入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 6 契約に関する事項
- (1) 契約保証金
- 契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。
- (2) 契約書作成の要否 要
- 7 その他
- (1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)
- (2) 詳細は入札説明書による。

○中越キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局等	所管市町村	放鳥羽数
中越	三条 長岡 魚沼 南魚沼 十日町 柏崎	三条市、加茂市、燕市、田上町、弥彦村 長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町 魚沼市 南魚沼市、湯沢町 十日町市、津南町 柏崎市、刈羽村	800
合計			800

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

平成29年4月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務（佐渡キジ）

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジ及びヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施区域

入札は、キジ及びヤマドリそれぞれ下記「平成29年度放鳥計画」で放鳥を計画している入札区域で実施する。ただし、入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

(4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「平成29年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(5) 履行期限

平成29年11月28日（火）

2 入札に参加する者に必要な要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジ及びヤマドリそれぞれについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

(2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511（代表） 内線(2697)

025-280-5152（直通）

入札説明書の交付は、公告の日から平成29年 5 月12日（金）までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を平成29年 5 月12日（金）午後 4 時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）に上記 3 の場所に持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）すること。

5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、平成29年 5 月26日（金）以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

(1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 平成29年 5 月下旬以降（日時は入札通知書により通知する。）

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室（予定）

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の 8 に相当する額を加算した金額の100分の 5 に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の 2 に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(2) 契約書作成の要否 要

7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。（提出がないときは、契約を締結しない場合があります。）

(2) 詳細は入札説明書による。

平成29年度放鳥計画

○佐渡キジ放鳥計画

入札区域	地域振興局等	所管市町村	放鳥羽数
佐渡	佐渡	佐渡市	100
合計			100

簡易公募型競争入札方式に係る手続開始について（公告）

次のとおり指名競争入札参加者の選定の手続を開始する。

平成29年 4 月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 入札に付する業務

(1) 業務名

新潟県キジ及びヤマドリ放鳥事業業務（上越ヤマドリ）

(2) 業務内容

本業務は、新潟県が実施するキジ及びヤマドリ放鳥事業に必要な放鳥用のキジ及びヤマドリを県内で孵化させ、100日齢以上まで飼養・野外訓練した健康な幼鳥を放鳥計画場所まで運搬・納入した上、県の指示により放鳥する業務である。

(3) 入札実施区域

入札は、キジ及びヤマドリそれぞれ下記「平成29年度放鳥計画」で放鳥を計画している入札区域で実施する。ただし、入札は、4に規定する「入札参加意向書」を審査し、入札参加資格適格者が複数存在する場合に実施する。

(4) 放鳥に必要な羽数及び放鳥用幼鳥の仕様等

下記「平成29年度放鳥計画」及び入札説明書による。

(5) 履行期限

平成29年11月28日(火)

2 入札に参加する者に必要な要件

(1) 次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

ウ キジ及びヤマドリそれぞれについて次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

(ア) 県の物品入札参加者名簿登載者である者

(イ) 県内で繁殖した幼鳥を県内で100日齢以上放鳥用に飼養できる技術を有する者

(ウ) 入札に参加を希望する区域内の放鳥予定羽数を供給することができ、繁殖・養殖施設及び種鳥を保有している者

(2) 入札に参加する者を選定するための基準

入札説明書の別紙3「入札参加意向者審査基準」により、入札参加意向者が2の(1)の参加要件を全て満たしているか審査し、入札に参加する者を選定する。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所及び契約条項を示す場所

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県県民生活・環境部環境企画課鳥獣保護係

電話番号 025-285-5511(代表) 内線(2697)

025-280-5152(直通)

入札説明書の交付は、公告の日から平成29年5月12日(金)までの土・日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から午後4時まで、上記の場所で行うほか、新潟県のホームページでも行う。

4 入札に参加する者に要求される事項

本入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す「入札参加意向書」等を平成29年5月12日(金)午後4時まで(土・日曜日及び祝日を除く。)に上記3の場所に持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)すること。

5 入札に関する事項

本業務に係る入札は、入札執行に関する事項については、平成29年5月26日(金)以降に本公告に基づく入札参加意向書提出者のうち入札に参加する者として選定された者、全員を指名して行う指名競争入札として通知する。

(1) 入札執行の予定日時及び場所

入札日時 平成29年5月下旬以降(日時は入札通知書により通知する。)

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階入札室(予定)

(2) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札保証金

入札金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。）第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札に参加するために必要な資格のない者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約に関する事項

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、財務規則第44条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

(2) 契約書作成の要否 要

7 その他

(1) 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出すること。(提出がないときは、契約を締結しない場合があります。)

(2) 詳細は入札説明書による。

平成29年度放鳥計画

○上越ヤマドリ放鳥計画

入札区域	地域振興局	所管市町村	放鳥羽数
上越	上越 糸魚川	上越市、妙高市 糸魚川市	350
合計			350

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年 4月28日

新潟県知事 米 山 隆 一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名 称 ベイシアスーパーセンター小千谷店

所在地 小千谷市大字三仏生字上林3489-2 番 外

設置者 株式会社ベイシア

2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社ベイシア 他1者

(変更後) 株式会社ベイシア 他2者

3 変更年月日

平成29年 4月 8日

4 変更の理由

小売業者入店による、小売業名・代表者の氏名及び住所の変更のため

5 届出年月日

平成29年 4月14日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

(なお、小千谷市商工振興課でも閲覧ができます。)

7 縦覧期間

平成29年4月28日から平成29年8月28日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年4月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 リオン・ドール加茂店

所在地 加茂市大郷町2丁目346

設置者 株式会社リオン・ドールビズ

2 変更した事項

大規模小売店舗において建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社 小池 代表取締役 小池 伸典

（変更後）株式会社 リオン・ドールビズ 代表取締役 小池 信介

3 変更年月日

平成28年3月1日

4 変更の理由

建物設置者の名称及び代表者の氏名が変更となったため。

5 届出年月日

平成29年4月14日

6 縦覧場所

新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課

（なお、加茂市商工観光課でも閲覧ができます。）

7 縦覧期間

平成29年4月28日から平成29年8月28日まで

8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先

商業・地場産業振興課 商業振興係

電話 025-280-5237

Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年4月28日

新潟県知事 米山 隆一

1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者

名称 リオン・ドール燕北店

所在地 燕市大字杣木字館ノ越524外

設置者 株式会社リオン・ドールビズ

2 変更した事項

大規模小売店舗において建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社 小池 代表取締役 小池 伸典

(変更後)株式会社 リオン・ドールビズ 代表取締役 小池 信介

- 3 変更年月日
平成28年3月1日
- 4 変更の理由
建物設置者の名称及び代表者の氏名が変更となったため。
- 5 届出年月日
平成29年4月14日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、燕市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年4月28日から平成29年8月28日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成29年4月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 リオン・ドール十日町店
所在地 十日町市寅甲字谷内162-1
設置者 株式会社リオン・ドールビズ
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において建物設置者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)株式会社 小池 代表取締役 小池 伸典
(変更後)株式会社 リオン・ドールビズ 代表取締役 小池 信介
- 3 変更年月日
平成28年3月1日
- 4 変更の理由
建物設置者の名称及び代表者の氏名が変更となったため。
- 5 届出年月日
平成29年4月14日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、十日町市産業政策課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
平成29年4月28日から平成29年8月28日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

大規模小売店舗の届出に対する市町村等の意見について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による市町村等の意見の概要を

次のとおり公表する。

平成29年4月28日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 にいつフードセンター五泉店
 所在地 五泉市赤海字新開640番1 外
 設置者 株式会社カワマツ
- 2 届出の概要及び公告日
 概要 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による変更（大規模小売店舗の名称の変更）に関する届出
 公告日 平成28年12月13日
- 3 意見の概要
 (1) 五泉市からの意見の概要
 意見なし
 (2) 居住者等の意見の概要
 意見書の提出はなかった。
- 4 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
- 5 縦覧期間
 平成29年4月28日から平成29年5月28日まで

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、小千谷市選挙管理委員会から、次のとおり指定、指定内容の異動及び指定の取消しがあつた旨の報告があつた。

平成29年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

1 指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定年月日
小千谷市真人ふれあい交流館	小千谷市真人町甲587番地1	大会議室	114.70	平成29年4月1日

2 指定内容に異動のあつた施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定内容異動年月日
小千谷市吉谷トレーニングセンター (旧吉谷トレーニングセンター)	小千谷市大字四ツ子66番地2	トレーニングルーム	375.00	平成29年4月1日
		和室1	37.60	
		和室2	37.60	
小千谷市東小千谷体育センター (旧東小千谷体育センター)	小千谷市大字蕨生乙1234番地	競技場	966.80	

3 指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
-------	--------	----	--------	---------

真人住民センター	小千谷市真人町甲 110番地5	大会議室	105.50	平成29年4月1日
----------	--------------------	------	--------	-----------

◎新潟県選挙管理委員会告示第18号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成29年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

(イ) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党新潟県ふるさと振興支部	中原八一	洋谷将人	新潟県新潟市西区内野町1333	参議院議員	○	29.02.14

(2) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
阿部周夫後援会	太田博	太田庸子	新潟県五泉市寺沢5-6-1	29.01.18
基本政策調査会	山本靖彦	居上里佳	新潟県上越市下門前2204 アンジュール101	29.01.04
富井高志後援会	富井高志	富井武彦	新潟県十日町市馬場乙676	29.01.17
ねっ年夫後援会	根津年夫	樋口幸宏	新潟県十日町市丑215-1	29.02.17
星野みゆき後援会	星野武男	星野十糸子	新潟県魚沼市根小屋2182	29.02.20

◎新潟県選挙管理委員会告示第19号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党小須戸支部	阿部松雄	会計責任者の氏名	矢部司	板井宣之	28.10.10
自由民主党聖籠支部	曾根剛	会計責任者の氏名	町田英樹	曾根剛	28.04.17

自由民主党 田上支部	藤田直一	会計責任者の 氏名	今井幸代	山口昭彦	28.04.01
自由民主党 名立支部	塚田隆敏	代表者の氏名	塚田隆敏	金井正憲	28.06.17
自由民主党 新潟県魚沼 市第一支部	皆川雄二	会計責任者の 氏名	皆川幸恵	佐藤雅一	29.01.06
自由民主党 新潟県上越 市第五支部	楡井辰雄	会計責任者の 氏名	布施晃	吉村康和	29.01.21
自由民主党 新潟県第五 選挙区支部	長島忠美	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市福住 1-6-22	新潟県長岡市今井 2-26	29.01.03
自由民主党 巻支部	佐藤元	主たる事務所 の所在地 代表者の氏名	新潟県新潟市西蒲 区巻甲3821-1 佐藤元	新潟県新潟市西蒲 区巻甲2957 福田幸吉	29.02.23
自由民主党 大和支部	関常幸	主たる事務所 の所在地 代表者の氏名 会計責任者の 氏名	新潟県南魚沼市浦 佐2015 関常幸 清塚武敏	新潟県南魚沼市黒 土新田13 井口寛 山田勝	29.02.05
日本のここ ろ新潟市議 会第一支部	深谷成信	政治団体の名 称	日本のこころ新潟 市議会第一支部	日本のこころを大切 にする党新潟市議 会第一支部	29.02.07
日本共産党 上越地区委 員会	上野公悦	会計責任者の 氏名	平良木哲也	橋本正幸	28.04.01

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体 の名称	代表者 の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
いしづき幸 子と市政を 拓きつな がる会	会田きよみ	主たる事務所 の所在地	新潟県新潟市西区 上新栄町3丁目4 -83	新潟県新潟市西区 上新栄町3丁目4 -68-2	29.01.01
簿田さとし 後援会	薄田智	会計責任者の 氏名	國宗哲也	辻和尊	29.01.16
幸福実現党 新潟県本部	三丁目伸哉	代表者の氏名	三丁目伸哉	熊倉育	29.01.07
幸福実現党 新潟後援会	三丁目伸哉	代表者の氏名	三丁目伸哉	熊倉育	29.01.07
幸福実現党 新潟東後援 会	榎本千佳子	代表者の氏名 会計責任者の 氏名	榎本千佳子 榎本千佳子	西潟真智子 西潟真智子	29.02.03
三条市医師 連盟	水野春芳	代表者の氏名	水野春芳	池田稔	28.06.29
新発田北蒲 原医師連盟	笹川康夫	会計責任者の 氏名	佐々木亮	阿部洋一	28.05.27

秀央会新潟 県連合会	大塚一夫	主たる事務所 の所在地	新潟県三条市東三 条2-3-13	新潟県三条市旭町 1-18-8	29.01.10
税理士によ る高鳥修一 後援会	笹川賢治	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市本町 2-4-7 廣瀬 武治税理士事務所 内	新潟県上越市石沢 1459-1 横田税 理士事務所内	29.01.22
		会計責任者の 氏名	廣瀬武治	藤巻義弘	29.01.22
税理士によ る長島忠美 後援会	今井彰夫	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市左近 2-117	新潟県長岡市要町 3-4-23	29.01.27
		代表者の氏名	今井彰夫	高橋潔	
田中はじめ 後援会	澤田盛夫	主たる事務所 の所在地	新潟県阿賀野市中 央町2-16-23	新潟県阿賀野市北 本町23-20	29.01.10
長山会	星野伊佐夫	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市福住 1-6-22	新潟県長岡市今井 2-26	29.01.03
長山会山古 志・太田支 部	五十嵐與吉	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市福住 1-6-22	新潟県長岡市今井 2-26	29.01.03
塚田一郎後 援会	渡辺惇夫	代表者の氏名	渡辺惇夫	青海道寛	29.02.13
電機連合新 潟政治活動 委員会	梅野孝一	会計責任者の 氏名	村山隼人	與口篤也	28.09.10
中川幹太後 援会	吉田侃	主たる事務所 の所在地	新潟県上越市西本 町1-7-12	新潟県上越市大字 大淵1126	29.01.31
		代表者の氏名	吉田侃	斎京弥	
長島ただよ し応援団	小出栄一	主たる事務所 の所在地	新潟県長岡市福住 1-6-22	新潟県長岡市今井 2-26	29.01.03
新潟県産業 廃棄物協会 新潟県地区 政治連盟	青木俊和	代表者の氏名	青木俊和	小田島繁信	28.06.08
新潟県自動 車整備政経 懇話会	樋口誠	代表者の氏名	樋口誠	大竹和夫	29.01.20
ほかりけん じ後援会	帆苅謙治	政治団体の名 称	ほかりけんじ後援会	謙山会	29.01.27
米山隆一後 援会	上村國喜	会計責任者の 氏名	今井久美	米山隆一	29.02.17

◎新潟県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

(1) 政治団体の名称

ア . 政党の支部

政治団体の名称 代表者 解散年月日

の氏名

自由民主党新潟県参議院選挙区第三支部 中原八一 28.12.31

イ . その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
塩沢町田中眞紀子後援会	高野信義	28.12.31
ほかりけんじ後援会	佐藤一字	28.12.31

(2) 収支報告書の要旨

ア . 政党の支部

(単位 円)

自由民主党新潟県参議院選挙区第三支部

報告年月日 29.01.20

1 収入総額	50,938,206	
前年繰越額	20,230,327	
本年收入額	30,707,879	
2 支出総額	50,938,206	
3 本年收入の内訳		
寄附	11,705,968	
団体分	11,705,968	
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	19,000,000	
自由民主党本部	19,000,000	
その他の収入	1,911	
1件10万円未満のもの	1,911	
4 支出の内訳		
經常経費	12,724,482	
人件費	10,188,109	
備品・消耗品費	1,788,979	
事務所費	747,394	
政治活動費	38,213,724	
組織活動費	8,571,009	
選挙関係費	12,000,000	
機関紙誌の発行その他の事業費	1,904,770	
機関紙誌の発行事業費	491,400	
宣伝事業費	1,413,370	
調査研究費	5,020	
寄附・交付金	15,720,073	
その他の経費	12,852	
5 寄附の内訳		
〔団体分〕		
大明電業(株)	120,000	新潟市中央区
(株)丸善重機	120,000	新潟市東区
(株)内山電気商会	60,000	新潟市西区
(株)三条水産	120,000	三条市

(有)ホクヨウ創商	120,000	新潟市西区
(株)日本海コンサルタント	120,000	新潟市中央区
(株)斉藤組	100,000	新潟市西蒲区
(株)池井組	120,000	新潟市西区
(株)どら	300,000	新潟市江南区
新潟スプリットン建商(株)	100,000	新潟市西蒲区
(株)サニーエース	100,000	新潟市江南区
新潟健康増進財団	60,000	燕市
(有)大野鐵工所	120,000	新潟市秋葉区
新潟県労働衛生医学協会	120,000	新潟市中央区
藤木鉄工(株)	300,000	聖籠町
桐生工業(株)	100,000	南魚沼市
新潟太平洋生コン(株)	120,000	新潟市西区
(株)永井工業	1,500,000	長岡市
(株)阿部塗装店	119,352	新潟市西区
(有)廣瀬建築	120,000	新潟市西区
(株)丸北	120,000	新潟市中央区
北栄建設(株)	120,000	新潟市中央区
進展工業(株)	120,000	新潟市西区
(株)横木造園	150,000	新潟市江南区
(株)ナビック	360,000	新潟市東区
北越機電工業(株)	120,000	新潟市西区
(株)ヒロセの介護	300,000	新潟市西区
(株)シアンス	120,000	新潟市中央区
(株)北陸ジオテック	300,000	新潟市西区
(株)廣瀬	1,400,000	新潟市西区
(有)丸五商会	120,000	新潟市西区
(株)協栄青果	237,480	新潟市江南区
年間5万円以下のもの	4,299,136	

イ . その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(単位 円)

塩沢町田中眞紀子後援会

報告年月日 29.01.31

1 収入総額	149,505
前年繰越額	149,489
本年收入額	16
2 支出総額	68,472
3 本年收入の内訳	
その他の収入	16
1件10万円未満のもの	16
4 支出の内訳	
政治活動費	68,472
組織活動費	68,472

ほかりけんじ後援会

報告年月日 29.01.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

◎新潟県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第12条第1項の規定による政治団体の収支に関する報告書の要旨を同法第20条第1項の規定により次のとおり公表する。

平成29年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

平成25年分 (単位 円)

[その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)]

阿部周夫後援会

報告年月日 29.01.18

1 収入総額 0

2 支出総額 0

平成26年分 (単位 円)

[その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)]

阿部周夫後援会

報告年月日 29.01.18

1 収入総額 0

2 支出総額 0

平成27年分 (単位 円)

[政党の支部]

自由民主党小須戸支部

報告年月日 29.01.23

1 収入総額 79,142

前年繰越額 16,342

本年收入額 62,800

2 支出総額 0

3 本年收入の内訳

個人の党費・会費 (61人) 52,800

本部又は支部から供与された交付金に係る収入 10,000

自由民主党新潟県支部連合会 10,000

[その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)]

ふかい邦彦後援会

報告年月日 29.01.18

1 収入総額 0

2 支出総額 0

青木じゅん後援会

報告年月日 29.02.07

1 収入総額 0

2 支出総額 0

阿部周夫後援会

報告年月日 29.01.18

1 収入総額	0
2 支出総額	0

大嶋ゆきこを応援する会

報告年月日 29.02.13

1 収入総額	0
2 支出総額	0

かめだ満を応援する会

報告年月日 29.02.21

1 収入総額	0
2 支出総額	0

佐藤正彦後援会

報告年月日 29.02.20

1 収入総額	8,400
前年繰越額	8,400
2 支出総額	0

なおの会

報告年月日 29.01.20

1 収入総額	0
2 支出総額	0

長岡設備関連団体協議会

報告年月日 29.02.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

長谷川政弘後援会

報告年月日 29.01.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

服部耕一後援会

報告年月日 29.01.23

1 収入総額	0
2 支出総額	0

よしおかしずおと一緒に歩こう会

報告年月日 29.01.31

1 収入総額	0
2 支出総額	0

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成29年4月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

資金管理団体	資金管理団体の	異動事項	新	旧	異動年月日
--------	---------	------	---	---	-------

の届出をした 名称
者の氏名

帆苅謙治	ほかりけんじ後 援会	政治団体の名 称	ほかりけんじ後援 会	謙山会	29.01.27
------	---------------	-------------	---------------	-----	----------